

## 農薬を保管するときの注意

- ・農薬専用の保管場所を定め、必ずカギをかけましょう。
- ・最終有効期限に注意して、年月の早いものから使用しましょう。
- ・毒物・劇物の農薬については、保管場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしましょう。
- ・直射日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所で保管しましょう。
- ・保管時に特別な注意が必要な農薬は、ラベルに表示されている保管管理方法に従って分離保管しましょう。
- ・容器の移し替えは絶対にないようにしましょう。
- ・除草剤は他の殺菌剤や殺虫剤と区別して保管管理しましょう。

## 散布液の残りの処分方法

散布液の残りは、散布ムラの調整等に使用し、必ずその場で使い切るようにします。河川等へ流入すると魚介類に被害を与えたり、地下水汚染の原因となるので水路等に流すのは絶対やめましょう。

## 空容器の処分の仕方

使い切った農薬の容器は、農薬が残らないようによく洗い、回収等に出します。回収を行っていない地域では、関係法令を遵守し、農薬販売業者や許可された産業廃棄物処理業者に処理を依頼しましょう。

## 大阪府では次の農薬は使用しないよう定めています

- 特定毒物農薬： りん化アルミニウムくん蒸剤（商品名 ホストキシン等）
- 水質汚濁性農薬： CAT 除草剤（商品名 シマジン等）
- 毒物： EPN 剤（商品名 EPN 等）

## 短期暴露評価

農薬の登録にあたって、新たに急性参照用量（ARfD）を超えないかという点においても評価（短期暴露評価）されることとなりました。

これに伴い、既に登録されている農薬でも、登録作物の削除や収穫前日数、総使用回数、希釈倍率の変更等の登録内容の変更が行われる場合があるので、農薬製造者のチラシ等により必ず確認するようにしましょう。